| | | |
|---|---|---|
| 沖縄県のうち<br>浦添市 | 同時に給油することができる自動車の数が十六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>名護市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>糸満市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>沖縄市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>豊見城市 | 同時に給油することができる自動車の数が十以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>うるま市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>宮古島市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 沖縄県のうち<br>国頭郡のうち本部町 | 同時に給油することができる自動車の数が十六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

## ○経済産業省告示第七十二号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

**第一条**　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七の表の四の項上欄中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

**第二条**　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

**附　則**

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。